



うちなー健康経営宣言

第 2040 号
令和 6 年 12 月 23 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

社員の健康に対する意識を高め、健康経営に取り組むことを宣言します。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する
6. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う
7. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
8. 感染症予防に取り組む
9. 治療と仕事の両立支援に取り組む